

厚生連と移転新築に関する 覚書を締結

3月31日(木)に、市と新潟県厚生連により「村上総合病院の移転新築に関する覚書」を締結しました。

この覚書は、厚生連より市に対し、村上総合病院の新築に伴う支援についての要請があつて以降、協議を重ね、この度、診療体制や移転新築の場所、開院時期、財政支援など、一定の事項について合意に至り、締結したものです。

今後、市は地域医療の充実と地域の発展のため、地域から信頼され期待される病院づくりに厚生連と協力して取り組むとともに、移転新築事業がさらに円滑に進むことを期待するものです。

【覚書の主な内容】

- 病院の病床数は現行の263床程度とし、診療科目は24診療科を基本とする。
- 移転新築場所は、村上駅西を候補地とする。
- 厚生連は、病院の移転新築を平成32年度を目途に完了し、速やかに開院するものとする。
- 市は、病院の移転新築に対する財政支援として厚生連に予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
- ※市議会3月定例会において、財政支援の財源として20億円の基金を創設しました

●問い合わせ

都市計画課都市政策室
☎53・2111 (内線536)

市内での創業を支援します！村上雇用創出型創業チャレンジ事業交付金 交付金の申請を受け付けます

■受付期間 5月9日(月)～6月30日(木) ■受付窓口 商工観光課
午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日除く

〈交付金の概要〉

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 市内に在住する個人または市内に本店などを置く事業者 (創業までに市内に住所を置く個人または本店などを置く事業者を含む) |
| 交付要件 | 次の全てを満たすこと ①新規雇用者を1人以上雇用し、3年以上継続すること ②市と協定した金融機関から償還期間3年以上の融資を受けること ③市の他の補助金などの交付を受けないこと |
| 対象経費 | 飲食費を除く、申請した年度の創業に必要な費用 (例) 事前調査費、設備購入費、原材料・商品仕入れ費、人件費ほか |
| 交付限度額 | 新規雇用者が1人のとき200万円、2人以上のとき400万円 |



※申請方法など詳しくは募集要項をご覧ください。募集要項は商工観光課、各支所産業建設課、各金融機関にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます

※交付金は申請者全てに交付されるものではありません。あらかじめご了承ください

《協定金融機関》 第四銀行村上支店、北越銀行村上支店、大光銀行村上支店、きらやか銀行村上支店
村上信用金庫、新潟県信用組合荒川町支店、新潟県労働金庫村上支店、
にいがた岩船農業協同組合、かみはやし農業協同組合

●問い合わせ 商工観光課商工振興室 ☎53-2111 (内線353)